

2023年1月25日

2022年度「相続・遺言信託個別相談会」の200回突破について

東邦銀行(頭取 佐藤 稔)は、2022年度に開催した「相続・遺言信託個別相談会」が**200回**となったことをお知らせいたします。

「人生100年時代」と言われるなか「終活」への関心が高まっており、当行には多くのお客さまから「相続対策はどんな準備をしたら良いか」「遺言はどのように作成したら良いか」等のお悩みやご相談が寄せられています。

当行では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からセミナー開催を控えておりましたが、お客さまの相続や遺言等のお悩みの解決のお手伝いとして、2022年4月より「**相続・遺言信託個別相談会**」の開催を強化いたしました。個別相談会は、当行の専門担当者がお客さまお一人おひとりのお悩みにご対応させていただくものです。開催回数は200回を超え、500名を超えるお客さまからご相談がありました。

相続で家族に負担や面倒を掛けたくない・揉めることを避けたいとの相談が多く、「**遺言作成**」と「**相続手続き**」をサポートする「**とうほう遺言信託**」のご案内が増加しています。

また、個別相談会に参加いただいたお客さまには、当行が作成した**エンディングノート**「**とうほう絆ノート**」をプレゼントしています。大切なご家族へメッセージを贈ることもでき、大変好評を得ております。

「相続・遺言信託個別相談会」は、**無料で各営業店にて随時ご予約を受付**しています。

当行は、人生100年時代において、今後もお客さまがより豊かな生活を安心して過ごすためのお手伝いをしてまいります。

<とうほう遺言信託>

特徴	1. 財産目録の作成	財産の一覧表を作成し総額を把握
	2. 遺言作成のサポート	財産の分け方を検討し遺言書の文案を作成
	3. 遺言執行手続き	相続発生後は当行が遺言書の通りに相続手続きを代行
ポイント	<ご家族が行う相続手続きの負担を軽減> ➤ 公正証書遺言の作成により遺産分割協議が不要 ➤ 当行が遺言執行者として相続手続きを代行	

<エンディングノート>



■関連するSDGs



東邦銀行グループでは、『とうほうSDGs宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取り組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

以上

相続 遺言 のお悩みは 東邦銀行にご相談ください

- ✓ 元気なうちに相続の準備をしておきたい
- ✓ 煩雑な相続手続きで家族に負担・面倒をかけないか不安
- ✓ 子どもがいないので配偶者が自分の親族と遺産分割協議をするのが心配
- ✓ 家族が遺産分割で揉めないか心配
- ✓ 自分の意思で財産の分け方を決めたい

このようなお悩みは「とうほう遺言信託」で解決できます!

詳しくは裏面へ

相続・遺言信託 個別相談会

随時
開催中!!

相談無料

＜事前予約制＞

相続や遺言のお悩みに専門のスタッフが個別に対応します。

まずはお気軽に最寄りの支店にご相談ください。

ご希望の方全員に
とうほう絆ノート
(エンディングノート)
プレゼント!!



すべてを地域のために

東邦銀行

とうほう遺言信託

ポイント1 遺言書（公正証書遺言）の作成により遺産分割協議が不要になります

ポイント2 東邦銀行が遺言執行者として相続手続きを代行するので、
ご家族の負担が軽減されます

特徴1 財産目録の作成

財産（不動産・預貯金・保険等）の一覧表を作成することで、ご自身の財産の総額が把握できます。

特徴2 遺言作成のサポート

財産の分け方のご意向をお伺いし遺言書の文案を作成します。
公証役場での遺言作成時は、東邦銀行の職員が証人となります。

特徴3 遺言執行手続き

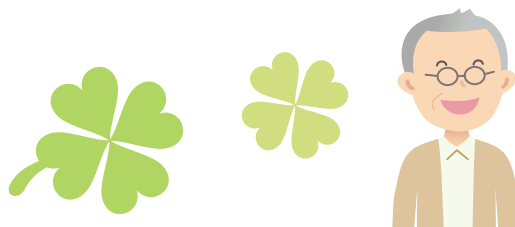
相続発生後は東邦銀行が遺言執行者として相続手続きを行います。

ご利用のお客さまの声

人生最後の相続の準備ができ、安心できました。何よりも、残された家族に負担がかからないのがありがたいです。（60代男性）



昔と違って家族の価値観が多様化しており、財産分けが難しくなっています。遺言信託で財産のゆくえをしっかりと決定できることは、大変心強いサポートだと思いました。（70代男性）



すでに相続が発生してしまった方は 「とうほう遺産整理業務」で相続手続きを代行します！

遺産整理業務 の 主な内容

- 相続人確定のために必要な戸籍等の取得。
- 金融資産や不動産等の相続財産を調査。
- 遺産分割協議書作成のお手伝い。
- 金融機関の預貯金等の解約や不動産の名義変更の代行。

※東邦銀行以外の金融機関の相続手続きも代行します。

※相続税の申告についても、専門家（税理士等）の紹介によりサポートします。

※とうほう遺言信託・遺産整理業務のご契約には、当行所定の手数料等が必要となります。

ご相談やお問い合わせは、最寄りの支店、
または専用フリーダイヤルへお願いいたします。

 **0120-104471**
【フリーダイヤル受付 平日9時～17時】